ITパスポート試験対策動画。今回のテーマはシュリンクラップ契約です。

このテーマを取り上げた理由としては、当チャンネルのコミュニティで実施しております、ITパスポート試験一問一答にて正答率が70パーセントを割っていたため作成いたしました。今回は、シュリンクラップ契約の関連用語であるクリックラップ契約も含めて解説いたします。

シュリンクラップ契約。。

ソフトウェアのパッケージを開封することで使用許諾契約に同意したとみなす契約方式のことです。パッケージの表面に使用許諾契約が印刷され、透明なフィルム、シュリンクラップで包装されているのが特徴です。よく見かけるものですよね。

関連する用語としてクリッククラップ契約があります。また、クリックオン契約とも呼ばれます。。

これわ、ソフトウェアをインストールした後や初めて起動した時に契約条件が表示され、ユーザーがそれに対して同意することで、使用許諾契約に合意したとみなす契約形態のことです。同意するボタンなどのクリックまたは同様のプロセスを通して一連の契約条件に同意することを示します。

それでわ早速過去もんけんきゅうにうつります。。

れいわ4年度。

とい14。市販のソフトウェアパッケージなどにおけるライセンス契約のひとつであるシュリンクラップ契約に関する記述として、最も適切なものはどれか？。。

ア。ソフトウェアパッケージの包装を開封してしまうと、使用許諾条件を理解していなかったとしても、契約は成立する。。

イ。ソフトウェアパッケージの包装を開封しても、一定期間内であれば、契約を無効にできる。。

ウ。ソフトウェアパッケージの包装を開封しても、購入から一定期間ソフトウェアの利用を開始しなければ、契約は無効になる。。

エ。ソフトウェアパッケージの包装を開封しなくても、購入から一定期間が経過すると、契約は成立する。

せいかいわ。ア。ソフトウェアパッケージの包装を開封してしまうと、使用許諾条件を理解していなかったとしても、契約は成立するです。。簡単でしたよね？。